

西成区役所庁前広場における「福祉の店（屋外実施）」実施及び申請要領

本要領は、障がい者団体等が物品等販売のために、西成区役所庁前広場の一部を使用することを希望する場合に、使用許可できる基準や申請方法等を定めるものである。

I. 目的・実施条件等

1. 目的

本要領に基づいて実施する「福祉の店（屋外実施）」は、身体障害者福祉法第 22 条（注）に定める趣旨に基づき、障がい者団体等が物品等販売のために西成区役所庁前広場の一部を使用するものであり、もって障がい者の働く場を確保し、社会参加と自立促進を図るとともに、区役所に来庁する市民等との交流を通じて相互理解を深めることを目的とする。

2. 実施場所

西成区役所庁前広場（別紙図面上に示す網掛け部分のうち、使用面積 10 m²を上限とする）

3. 実施可能日時

- ① 原則として、平日（区役所開庁日）の午前 10 時～午後 5 時とする。
期間は 7 月～9 月及び 12 月～2 月を除く通年とする。（ただし、本市事業等で使用する場合を除く。）また、西成区役所がその他運営上必要であると認める場合は、福祉の店を中止することができる。
- ② 実施頻度は、1 団体につき月 1 回以上 3 回以下、週 1 回以下とし、定期実施を原則とする。
- ③ 実施を希望する団体等は、実施希望曜日を指定して（例：毎週水曜日、毎月第 3 木曜日など）申し出ることとし、複数団体から申し出があった場合は別途調整とする。

4. 運営主体

1 に掲げる目的に理解があり、西成区内に障がい者施設・作業所等の拠点を持って活動する団体等（以下、団体等という）。なお、申請にあたっては、大阪市福祉局の副申が必要。

複数団体等が協働して運営することも可とする。

5. 取扱品目

雑貨、食料品、事務用品、その他の物品で、西成区が認めるもの

(除外品例) 酒類、たばこ、危険物など、庁舎内で販売することがふさわしくないもの

※食料品については、その場で調理する必要のない、封入済みのものに限る。飲料も同様に完全封入済みのものに限り、紙コップ等での提供は不可とする。衛生管理については特に注意し、関係法令および保健所の指導を順守すること。

※中古品を販売する場合には、古物商許可を要する場合があるので留意すること。

※その他、取扱品に応じて必要な許認可があれば取得し、関係法令を順守すること。

6. 運営の条件

- ① 団体等は、販売にあたって必要な許認可や届出等の手続を行う。
- ② 団体等は、運営に障がい者を直接従事、参画させるとともに、障がい者を適切に指導、援助できる指導員を置く。
- ③ 対面販売を原則とし、自動販売機の設置等は不可とする。
- ④ 店舗の準備、撤収、後片付け等は、本市の指示に基づきすべて団体等が自らの責任で行い、使用場所を原状に回復しなければならない。
- ⑤ 団体等は、第三者に運営の委託、店舗の貸付け等を行わない。
- ⑥ 団体等は、本事業での会計を可能な限り独立のものとし、西成区の求めがあればその収支等について報告する。

7. 区役所が提供する設備、備品等

- ① 長机 幅 60cm×長さ 180cm×高さ 70cm 2台
- ② 折りたたみ椅子 8脚
- ③ のぼり竿 伸縮式・最大3m 3本
- ④ のぼり立て台 3個

※上記貸与備品は、善良な管理者の注意をもって使用すること。万一団体等の責めにより汚損、破損した場合は、団体等により原状回復もしくはその費用負担をすること。

※上記以外については、必要な備品等を自ら準備するものとする。

※電源・水道の供給はしない。よって冷蔵保管の必要がある場合には団体等において電源を必要としないクーラーボックスを用意するなどの対応をとること。

※参加団体等は、周囲の安全確保及び通行の妨げにならないよう十分配慮したうえで、日除けその他これに類する設備を持ち込むことができる。

※西成区役所から安全管理その他運営上必要な指摘を受けた場合は、参加団体等は速やかに必要な対策を講じなければならない。

8. 費用

無償

9. 禁止事項

団体等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 騒音その他周辺環境に支障を及ぼす行為
- (4) 危険物の持込みその他安全管理上支障がある行為
- (5) その他西成区役所が不適當と認める行為

10. 事故等

団体等は、福祉の店の実施にあたり安全管理に十分配慮するものとする。

団体等の責めに帰すべき事由により生じた事故、破損その他損害については、当該団体等の責任において対応するものとする。

11. その他

本要領に定めのない事項については、西成区役所が別に定める。

II. 申請方法

1. 提出書類

- ① 西成区役所庁前広場における福祉の店（屋外実施）実施申込書（様式1）
- ② 大阪市福祉局への副申発行依頼書（屋外実施）（様式2）
- ③ 販売物品等申請書（様式3）
- ④ その他、西成区役所が必要と認める書類

2. 提出期限

実施希望日（開始日）の属する日の1ヵ月前の前日まで

例：10月1日が実施希望日の場合は8月31日が提出期限

3. 提出先

西成区役所 総務課

大阪市西成区岸里1-5-20 西成区役所7階

4. 実施期間及び更新手続

実施期間は当該年度末までとする。(ただし、7月～9月及び12月～2月を除く。)

翌年度以降も継続して実施を希望する場合は、実施期間終了日の1ヵ月前までに更新申請を行うこと。

更新申請の提出書類は、上記1. とする。提出先は上記3. に同じ。

5. 申請内容の変更

実施日時、実施場所その他申込内容を変更しようとする場合は、西成区役所へ速やかに申し出ること。

6. その他

複数団体等で協働運営する場合は、代表団体が申請し、他の参画団体や運営体制について、様式1に明記するとともに、代表団体が責任をもって全体の運営・収支管理等にあたること。

(注) 身体障害者福祉法(抄)

(売店の設置)

第二十二条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

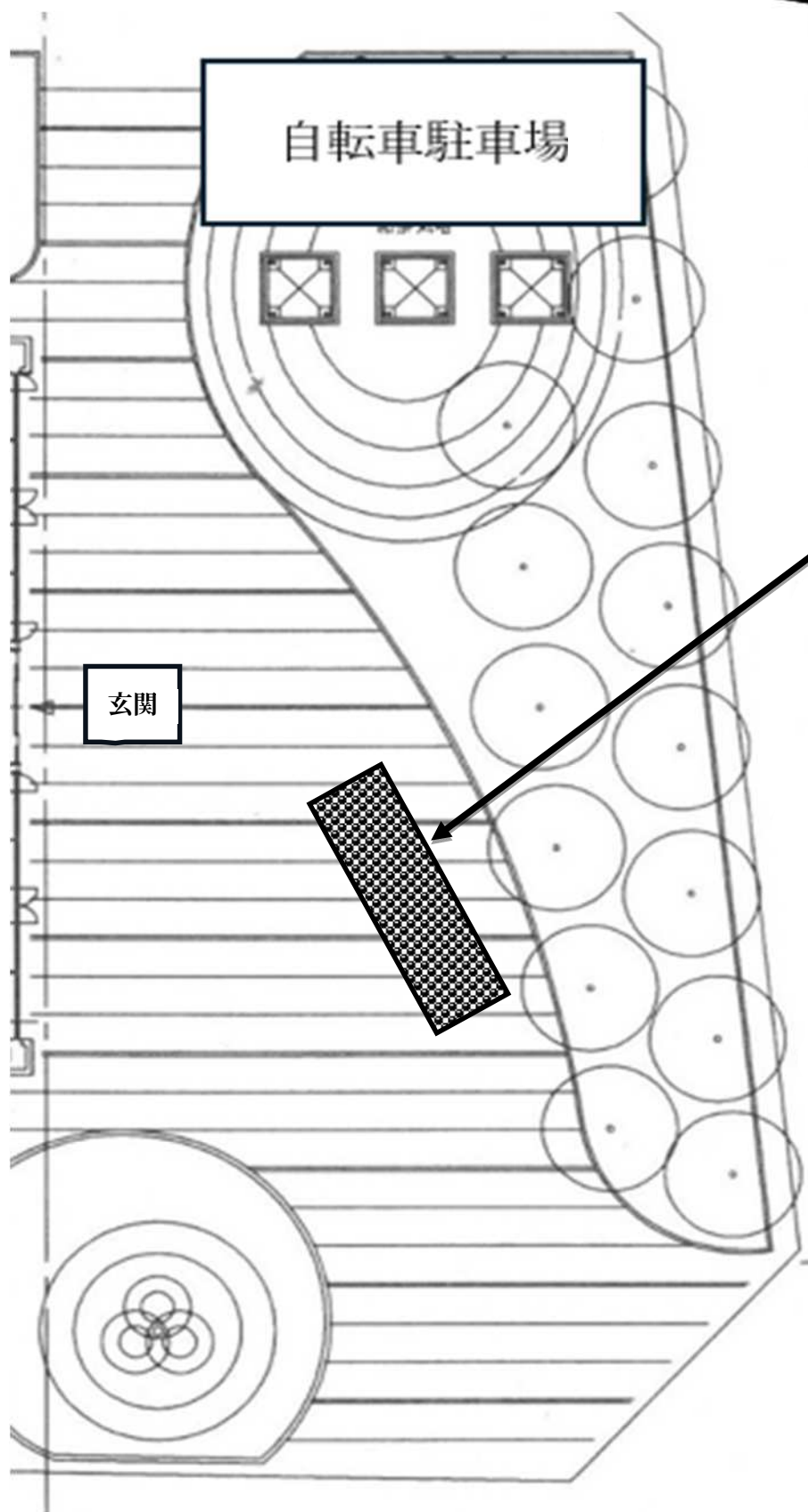
3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

※ただし、本要領における「障がい者」は身体障がいに限定しない。

附則

この要領は、令和8年8月19日から施行する。

西成区役所庁前広場



自転車駐車場

玄関

対象範囲